

## 平成29年度第3回五島市農業委員会総会会議議事録

1. 開催日時 平成29年6月26日(月) 午後 2時00分から午後4時8分

2. 開催場所 五島市役所3階大会議室

3. 出席委員(31名)

1番 山本 勝	2番 橋本 金義	3番 岩村 定子	4番 山崎 早苗
5番 出口 幸博	7番 山田 全	10番 林 賢一	11番 山下 正人
13番 中村 利幸	14番 古里 善秀	15番 山下 富雄	16番 寺内 和彦
17番 上村 孝幸	18番 角田 隆章	19番 梁瀬 敏夫	20番 谷川 基晴
21番 山口廣行	22番 宮崎 盛	23番 麥田 幸弘	24番 園山 吉彌
25番 田原 和行	26番 橋本 博隆	27番 岩田 弘孝	28番 尾崎 初雄
29番 深松 誠	30番 今里 誠一	32番 谷川 次和	33番 大石 勝
34番 仁田 隆一	36番 平田 光昭	37番 山田 勝久	

4. 欠席委員(3名)

9番 吉谷 吾市 12番 寺坂 誠一 31番 奥野 音之

5. 議事録署名人

14番 古里 善秀 20番 谷川 基晴

6. 日 程

議案第11号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第12号	農地法第4条・5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見について
議案第13号	農地法第4条・5条の規定による許可申請に係る意見について
議案第14号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第15号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第の規定に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について
議案第16号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について

## 7. 報告・協議事項

新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班報告について  
会議等報告・予定について  
五島市農業委員会運営委員会規程の一部改正について  
五島市農業委員会地区協議会運営規程の一部改正について  
その他

### □事務局長

平成 29 年度第 3 回五島市農業委員会総会の開会にあたりまして、9 番吉谷吾市委員、12 番寺坂誠一委員、31 番奥野音之委員より欠席の旨、通告がっておりますので、出席委員は 34 名中 31 名ということで、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定いたします出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

### ○議長

出席委員は定足数に達しました。これより、平成 29 年度第 3 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」1 番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

### □事務局

1 ページと 2 ページをご覧ください。

議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。続いて、議案の説明をいたします。3 ページをご覧ください。

議案第 11 号 1 番、土地の所在地、〇〇町、畑 1 筆 564 ㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇、無職。譲受理由、当該地を譲り受けて規模拡大を図る。譲渡理由、高齢のため耕作できないので甥の子供に贈与する。その他、詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、6 月 16 日、〇〇地区協議会において現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

### ○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第11号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、1番は許可されました。

次に、議案第12号農地法第4条・第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見について1番を議題といたします。なお、本案と議案第13号農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見について1番については関連があり、その外2番から6番についても一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、6ページをご覧ください。議案第12号の1番をご説明いたします。本案は、平成12年4月19日付けで農地法第5条が許可された案件です。所在、〇〇町、畑230㎡。承継者、〇〇、〇〇〇〇。当初計画者、〇〇町、〇〇〇〇。用途、変更前、住宅用地、変更後、住宅用地。付近状況図、配置図につきましては、議案第13号の1番でご説明いたします。

7ページをご覧ください。議案第13号の1番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑230㎡、第1種農地。譲受人、〇〇、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。申請地は、〇〇から東へ約800mに位置し農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、周辺土地とは、擁壁を設置しているため土砂等の流失や崩壊の恐れはなく、近傍農地とは、十分な距離を確保することにより、日照、通風等に影響はなく、営農に支障は及びません。また、雨水排水は既存側溝に放流し、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。

本案は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可することができるとなっております。

次に、8ページから12ページをご覧ください。議案第13号の2番から6番をご説明いたします。付近状況図、配置図につきましては、議案第13号の6番でご説明いたします。

8ページをご覧ください。議案第13号の2番、所在、〇〇町、畑185㎡、第2種農地。申請人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。

9ページをご覧ください。議案第13号の3番、所在、〇〇町、畑125㎡、第2種農地。申請人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。

10ページをご覧ください。議案第13号の4番、所在、〇〇町、畑119㎡、第2種農地。申請人、西海市、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。

11 ページをご覧ください。議案第 13 号の 5 番、所在、〇〇町、畑 101 ㎡、第 2 種農地。申請人、長崎市、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。

12 ページをご覧ください。議案第 13 号の 6 番、所在、〇〇町、畑 116 ㎡、第 2 種農地。申請人、長崎市、〇〇〇〇、〇〇町、〇〇〇〇、西海市、〇〇〇〇。転用目的、道路用地。

本案の、2 番から 6 番は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20 年以上引き続き非農地である農地に該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく、簡易手続き相当の違反案件の基準に該当するため、一部追認を含む、追認許可相当と判断されます。2 番から 6 番の申請地は、〇〇から南へ約 150 m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、隣接地は既存の石垣で補強されており土砂等の流失や崩壊の恐れはなく、また、近傍農地とは、十分な距離を確保することにより、日照等に影響はなく、営農に支障は及びません。また、雨水排水は水路放流と自然放流とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。2 番から 6 番の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。以上です。

#### ○議長

次に、議案第 12 号の 1 番、議案第 13 号の 1 番から 6 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 12 号の 1 番と議案第 13 号の 1 番から 6 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

#### 〇〇〇地区協議会長代理

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。ただいま議題となりました、議案第 12 号、農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見の 1 番、ならびに議案第 13 号、農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見の 1 番から 6 番について、当協議会は去る 6 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

始めに、議案第 12 号の 1 番、所在、〇〇町。承継者山、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。次に、議案第 13 号の 1 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。次に、議案第 13 号の 2 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。次に、議案第 13 号の 3 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。次に、議案第 13 号の 4 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。次に、議案第 13 号の 5 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。最後に、議案第 13 号の 6 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇外 2 名。転用目的：、道路用地。以上 7 件について、議案第 12 号の 1 番は、計画変更承認申請はやむを得ないと認められる。議案第

13号の1番の申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地で、集落に接続する農地である。議案第13号の2番から6番の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅・道路用地としての転用許可申請は、やむを得ないと認められ、議案第12号の1番の承認申請と議案第13号の1番から6番の許可申請は、農地法第4条・第5条の農地転用許可基準により承認相当及び許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

〇〇〇委員

平面図の〇〇から〇〇の下に2つありますが、これは許可を取っているんですか。

□事務局

この2つについては、宅地となっております。以上です。

○議長

他にございませんか。では質疑を終わり、採決いたします。議案第12号の1番に対する地区協議会会長代理報告は、承認相当、議案第13号の1番から6番に対する地区協議会会長代理報告は、許可相当であります。地区協議会会長代理報告のとおり、承認相当及び許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第12号の1番は承認相当、議案第13号の1番外5件は許可相当と決しました。次に、議案第13号農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見について、7番と8番を審議いたします。本案については、〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

13ページをご覧ください。議案第13号の7番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑161㎡、第3種農地。申請人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20年以上引き続き非農地である農地に該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく、簡易手続き相当の違反案件の基準に該当するため、追認許可相当と判断されます。申請地は、

〇〇から東へ約 140mに位置し、都市計画区域内の第一種住居地域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、敷地全体を舗装しており、土砂等の流失や崩壊の恐れはなく、建物が平屋建で、これまで日照、通風等に影響はなく、営農に支障は及びません。また、雨水排水は既存側溝に放流し、汚水処理はくみ取り処理し、生活雑排水については、溜枘で処理し道路側溝に排出する計画となっております。次に、14 ページをご覧ください。議案第 13 号の 8 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 290 ㎡、第 3 種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。申請地は、〇〇から東へ約 140mに位置し、都市計画区域内の第一種住居地域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、周辺土地とは、樹木や擁壁等で分断するため、土砂等流失の恐れはなく、日照・通風等にも影響はなく、営農への被害の恐れはありません。また、雨水排水は水路放流とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。以上です。

○議長

次に、議案第 13 号の 7 番と 8 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 13 号の 7 番と 8 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長代理

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。ただいま議題となりました、議案第 13 号農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見の 7 番と 8 番について、当協議会は去る 6 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。始めに、議案第 13 号の 7 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。最後に、議案第 13 号の 8 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇外 1 名。転用目的、住宅用地。本案について、7 番と 8 番の申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域内にある第 3 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 4 条・第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長代理の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第 13 号の 7 番と 8 番に対する地区協議会会長代理報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることに異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第13号の7番と8番は、許可相当と決しました。  
○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

—○○委員：出席—

○議長

次に、議案第13号農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見について、9番から17番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

15ページをご覧ください。議案第13号の9番をご説明いたします。所在、○○町、田631㎡、第3種農地。借人、○○町、○○○○。貸人、○○町、○○○○。転用目的、住宅・事務所駐車場・道路用地。申請地は、○○から西へ約200mに位置し、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、周辺土地とはブロック塀等で分断されており、土砂等流失や崩壊の恐れはなく、建物を平屋建てとすることで、日照・通風等影響はないと思われま。また、雨水排水は水路放流とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し水路に放流する計画となっております。

次に、16ページをご覧ください。議案第13号の10番をご説明いたします。所在、○○町、田1,374㎡、第1種農地。申請人、○○町、○○○○。転用目的、自動車整備工場・事務所・展示場用地。申請地は、○○から南西へ約200mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、境界に沿ってブロックを設置し、地表を全面アスファルト舗装することで土砂等流失や崩壊の恐れはなく、建物を平屋建てとすることで日照・通風等影響はないと思われま。また、雨水排水は水路放流とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に排出する計画となっております。本案は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設等は例外的に許可することができるとなっております。

次に、17ページをご覧ください。議案第13号の11番をご説明いたします。所在、○○町、畑206㎡、第1種農地。申請人、○○町、○○○○。転用目的、道路用地。申請地は、○○から南へ約500mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、最高0.7mの切土造成をし、敷地全体をコンクリート舗装するので土砂等流失や崩壊の恐れはなく、道路とすることで日照・通風・営農等影響はないと思われま。また、雨水排水は自然流下とし、汚水・生活

雑排水は発生しません。本案は、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可することができますとなっております。

次に、18 ページをご覧ください。議案第 13 号の 12 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 266 ㎡、第 1 種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。申請地は、〇〇から南へ約 500m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は現状のまま利用し、隣接する土地とは、コンクリート擁壁及びブロック塀を設置し、また法面部分は土羽が強固に固められているので土砂等流失や崩壊の恐れはなく、建物を平屋建てとし、近隣農地とは十分な距離を取ることで日照・通風・営農等影響はないと思われます。また雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。本案は、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可することができますとなっております。

次に、19 ページをご覧ください。議案第 13 号の 13 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 386 ㎡、第 2 種農地。申請人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、農業用施設用地。本案は、転用目的が農業用施設で、地域の農業振興や個人の農業経営上必要不可欠なものに該当し、原状回復は困難で、また当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく、簡易手続き相当の違反案件の基準に該当するため、追認許可相当と判断されます。申請地は、〇〇より南西に約 800m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に、配置図について、ご説明いたします。申請地は、現状のまま使用し、土地境界に沿ってコンクリート壁を設置し、敷地内をコンクリート舗装することにより土砂等流失や崩壊の恐れはなく、隣接する農地と十分な距離を隔てることにより、日照・通風等営農への被害の恐れはありません。また、雨水排水は敷地内で自然流下と水路放流とし、汚水・生活雑排水については、発生いたしません。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であります。

次に、20 ページをご覧ください。議案第 13 号の 14 番をご説明いたします。所在、〇〇町。申請人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20 年以上引き続き非農地である農地に該当し、原状回復は困難で、また当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく、簡易手続き相当の違反案件の基準に該当するため、追認許可相当と判断されます。申請地は、〇〇より南に約 1 km に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に、配置図について、ご説明いたします。申請地は、現状のまま使用し、既に、住宅を建設しており土砂等流失や崩壊の恐れはなく、近隣に耕作している農地はなく日照・通風等営農への被害の恐れはありま



せん。また、雨水排水は敷地内で自然流下と道路側溝に放流とし、汚水処理は、くみ取り処理し、生活雑排水については、溜桝処理し、道路側溝に排出する計画となっております。本案は、住宅が連たんする市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地であります。

次に、21 ページをご覧ください。議案第 13 号の 15 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 4,093 m<sup>2</sup>、農用地区域内の農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、農業用施設用地。申請地は、〇〇より南へ約 1.2 km に位置し、農業振興地域内の農用地区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、最高 1m の盛土と最高 1.2m の切土の造成工事を行い、法面は石積やブロック壁を設置することで土砂等の流出はなく、施設の高さや設置位置を制限するために隣接農地への日照・通風等の影響はなく、営農への支障はないと思われます。雨水排水については、自然流下及び排水溝を通じ貯留浸透池へ溜めて既存の排水溝に放流する計画となっており、豚舎内の糞は、既存の処理施設で堆肥として処理し、汚水、尿などについては、排水管を通し建設予定の畜産汚水処理施設にポンプ圧送し処理した後、水路放流する計画となっております。本案は、農地区分が農用地区域内の農地となっておりますが、農業振興地域整備計画において指定された用途に供するために行われるものについては、例外的に許可をすることができるとなっており、平成 29 年 4 月 24 日に用途が農業用施設用地に軽微な変更をされております。

次に、22 と 23 ページをご覧ください。議案第 13 号の 16 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 1,204 m<sup>2</sup>、〇〇町、畑 250 m<sup>2</sup>、〇〇町、畑 402 m<sup>2</sup>、〇〇町、畑 23 m<sup>2</sup>、〇〇町、畑 391 m<sup>2</sup>、〇〇町、畑 60 m<sup>2</sup>、〇〇町、畑 409 m<sup>2</sup>、〇〇町、畑 274 m<sup>2</sup>、〇〇町、畑 10 m<sup>2</sup>、合計 3,023 m<sup>2</sup>。申請人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、農業用施設用地。申請地は、〇〇より南へ約 900m に位置し、農業振興地域内の農用地区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地の 1887 番 1 は、現状のまま利用し、その他の申請地は、最高 0.8m の盛土と最高 1.2m の切土の造成工事を行い、法面は石積やブロック壁を設置することで土砂等の流出はなく、施設の高さや設置位置を制限するために隣接農地への日照・通風等の影響はなく、営農への支障はないと思われます。雨水排水については、自然流下及び排水溝を通じ貯留浸透池へ溜めて既存の排水溝に放流する計画となっており、豚舎内の糞は、既存の処理施設で堆肥として処理し、汚水、尿などについては、排水管を通し建設予定の畜産汚水処理施設にポンプ圧送し処理した後、水路放流する計画となっております。また、生活雑排水については、溜桝で処理し水路放流する計画となっております。本案は、農地区分が農用地区域内の農地となっておりますが、農業振興地域整備計画において指定された用途に供するために行われるものについては、例外的に許可をすることができるとなっており、平成 29 年 4 月 24 日に用途が農業用施設用地に軽微な変更をされております。

次に、24 ページをご覧ください。議案第 13 号の 17 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 1,528 ㎡、農用地区域内の農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、農業用施設用地。申請地は、〇〇より南へ約 900m に位置し、農業振興地域内の農用地区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、最高 0.5m の切土の造成工事を行い、法面は石積やブロック壁を設置することで土砂等の流出はなく、施設の高さや設置位置を制限するために隣接農地への日照・通風等の影響はなく、営農への支障はないと思われます。雨水排水については、自然流下及び排水溝を通じ貯留浸透池へ溜めて既存の排水溝に放流する計画となっており、豚舎内の糞は、既存の処理施設で堆肥として処理し、汚水、尿などについては、排水管を通し建設予定の畜産汚水処理施設にポンプ圧送し処理した後、水路放流する計画となっております。本案は、農地区分が農用地区域内の農地となっておりますが、農業振興地域整備計画において指定された用途に供するために行われるものについては、例外的に許可をすることができるとなっており、平成 29 年 4 月 24 日に用途が農業用施設用地に軽微な変更をされております。以上です。

#### ○議長

次に、議案第 13 号 9 番から 17 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 13 号の 9 番から 12 番に対する○

○地区協議会会長の報告を求めます。

#### 〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。ただいま議題となりました、議案第 13 号農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見の 9 番から 12 番について、当協議会は去る 6 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

始めに、議案第 13 号の 9 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅・駐車場用地。次に、議案第 13 号の 10 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、自動車整備工場・展示場・事務所・駐車場用地。次に、議案第 13 号の 11 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、道路用地。最後に、議案第 13 号の 12 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。

以上 4 件について、9 番の申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にある第 3 種農地である。10 番から 12 番の申請地は、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地である。10 番の申請地は、周辺地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、11 番と 12 番は、集落に接続する農地であり、周辺の農地等に影響は無く、住宅・駐車場・自動車整備工場・展示場・事務所・道路用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 4 条及び第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終ります。

○議長

○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 13 号の 13 番に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

○○○地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。ただいま議題となりました、議案第 13 号農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見の 13 番について、当協議会は去る 6 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 13 号の 13 番、所在、○○町。転用者、○○○○。転用目的、農業用施設用地。本案について、申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、農業用施設用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 4 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で○○地区協議会の報告を終わります。

○議長

○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 13 号の 14 番に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

○○○地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。ただいま議題となりました、議案第 13 号農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見の 14 番について、当協議会は去る 6 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 13 号の 14 番、所在、○○町。転用者、○○○○。転用目的、住宅用地。本案について、申請地は、住宅が連たんする市街地化の傾向が著しい第 3 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 4 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で○○地区協議会の報告を終わります。

○議長

○○地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 13 号の 15 番から 17 番に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

○○○地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。ただいま議題となりました、議案第13号農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見の15番から17番について、当協議会は去る6月19日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第13号の15番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、農業用施設用地。  
議案第13号の16番、所在、〇〇町外8筆。転用者、〇〇〇〇。転用目的、農業用施設用地。  
議案第13号の17番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、農業用施設用地。

以上3件について、申請地は、農用地区域内の農地で、農用地利用計画に定められた農業用施設用地である。周辺の農地等に影響は無く、農業用施設用地、畜舎・管理棟・道路・汚水処理施設としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第4条及び第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

なお、この議案13号の15番から17番については、6月19日に全地区協議会を開催しております。〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

〇〇〇委員

25ページなんですけど、用悪水路というのはどういうものですか。

□事務局

素掘りをした用水路の側溝ということです。

○議長

他にございませんか。では質疑を終わります。採決は一括して行います。議案第13号の9番から17番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第13号の9番外8件は許可相当と決しました。

次に、議案第14号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

本日も審議いただき農用地利用集積計画ですが、一部数字の修正がありましたので、本日もお配りしております右上に差替と記載されているものをご覧ください。利用権設定につきましては、田21筆、畑42筆の計63筆で面積が103,124㎡、所有権移転につきましては、畑1筆で面積が3,711㎡となっております。以上です。

○議長

それでは、利用権設定の1番を審議いたします。本案については、〇〇委員より農業委

員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、議案についてご説明いたします。29ページをご覧ください。

(議案第14号利用権設定の1番を朗読)

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第14号利用権設定の1番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第14号利用権設定の1番は、原案のとおり可決されました。〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第14号利用権設定の2番を審議いたします。本案については、〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がおりますので、これを許します。

—〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

引き続き2番についてご説明いたします。

(議案第14号利用権設定の2番を朗読)

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第14号利用権設定の2番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第14号利用権設定の2番は、原案のとおり可決されました。〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第14号利用権設定の3番を審議いたします。本案については、〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

引き続き3番についてご説明いたします。

(議案第14号利用権設定の3番を朗読)

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第14号利用権設定の3番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第14号利用権設定の3番は、原案のとおり可決されました。〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第 14 号利用権設定の 4 番 1 を審議いたします。本案については、〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

引き続き 4 番 1 についてご説明いたします。

(議案第 14 号利用権設定の 4 番 1 を朗読)

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 14 号利用権設定の 4 番 1 は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 14 号利用権設定の 4 番 1 は、原案のとおり可決されました。〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第 14 号利用権設定の 4 番 2 から 13 番、所有権移転の 14 番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

引き続き 4 番 2 からご説明いたします。

(議案第 14 号利用権設定の 4 番 2 から 13 番、所有権移転の 14 番を朗読)

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 14 号利用権設定の 4 番から 2 から 13 番、所有権移転の 14 番は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 14 号利用権設定の 4 番 2 外 31 件、所有権移転の 14 番は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました、議案第 14 号 5 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。それでは、議案についてご説明いたします。36 ページをご覧ください。

（議案第 15 号農地利用配分計画の 1 番、2 番を朗読）

以上の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 15 号農用地利用配分計画に対する意見について 1 番と 2 番については、適当であるとの意見であります。原案のとおり適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 15 号農用地利用配分計画に対する意見についての 1 番外 1 件については、適当であるとの意見に決しました。

次に、議案第 16 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

ご説明いたします。38 ページをご覧ください。今回非農地と判断されたものは畑 40 筆で、合計面積は 52,556 m<sup>2</sup>となっております。4 月からの累計は、田 5 筆、畑 74 筆、樹園地 3 筆で合計面積は 103,255 m<sup>2</sup>となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—



○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 16 号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、よって、議案第 16 号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

議題は以上で終了いたしました。続きまして、報告協議事項に移ります。始めに、新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班の報告を行います。

□事務局 会議等報告・予定他について

1. 新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. 五島市農業委員会運営委員会規程の一部改正について
4. 五島市農業委員会地区協議会運営規程の一部改正について
5. その他

○議長

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成 29 年度第 3 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。